

I C T支援業務委託
プロポーザル募集要項

平成30年1月25日

浦安市 教育総務部指導課 教育研究センター

1 趣旨

本募集要項は、ICT支援業務委託の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 概要

(1) 件名

ICT支援業務委託

(2) 業務内容

「ICT支援業務委託 提案依頼書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

(4) ICT支援業務経費上限額

27,191,952円（税抜き）

29,367,308円（税込） 以内とする。

3 担当課

〒279-0021 浦安市富岡一丁目1番1号

浦安市立富岡小学校内 浦安市教育研究センター

TEL：047-381-7960（代表）

FAX：047-381-7963 Email：kenkyu-c@city.urayasu.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	平成30年	1月25日（木）
質問の締切	平成30年	2月5日（月）
質問への回答	平成30年	2月9日（金）
参加申込及び提案書の提出期限	平成30年	2月21日（水）
第一次審査結果の通知	平成30年	2月26日（月）
第二次審査ヒアリングの実施	平成30年	3月5日（月）
第二次審査結果の通知	平成30年	3月12日（月）

5 応募手続

(1) 募集の実施

本募集要項に基づき、平成30年1月25日から平成30年2月21日まで募集する。

(2) 質問の受付と回答

・質問事項は、「ICT支援業務委託プロポーザル応募様式集」の様式1質問書に必要事項を記入し、3担当課等で示したメールアドレスにEメールで提出する。提出の際には、タイトルを「【ICT支援 提案依頼書 質問事項】」とすること。

・質問の受付期間は、平成30年1月25日から平成30年2月5日17時までとする。

・質問に対する回答は、平成 30 年 2 月 9 日に、浦安市公式ホームページに掲載する。

(3) 参加申込及び提案書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は応募様式集に従うものとする。

① 受付期間

平成 30 年 1 月 25 日から平成 30 年 2 月 21 日（土日祝日を除く。）

② 受付時間

午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く。）

③ 提出先

浦安市教育研究センター

④ 提出方法

浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。なお、応募者から提出されたすべての書類は、優先契約候補者選定以外の目的では使用しないものとする。また、同提出書類の返却は行わないものとする。

⑤ 提出書類

応募様式集のとおり。

⑥ 提出部数

原本 1 部 コピー 9 部

また、電子媒体に記録した電子ファイルも 1 部提出すること。

なお、ファイル形式については、見積指定書式は Excel 形式とし、その他の部分は Adobe 社の PDF とする。

(4) ヒアリングの実施

（第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。）

① 実施日時等

平成 30 年 3 月 5 日（月）に実施する。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

② 出席者

5 名以内とする。

③ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明 30 分以内（プロジェクターの使用も可）、及び質疑応答 15 分程度の 45 分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

6 応募者の参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

イ 平成 29 年度浦安市入札参加資格者名簿に登録されていること。

- ウ 本市の一般競争入札参加停止及び指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続期中でないこと。

7 提案の審査

(1) 選定委員会

優先契約候補者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会の構成は次のとおり。

委員長	教育総務部長
委員	教育総務部次長
委員	教育総務部次長
委員	教育総務部指導課長
委員	教育総務部指導課教育研究センター所長
委員	総務部情報政策課長
(事務局 教育総務部指導課教育研究センター)	

(2) 第一次審査（書類審査）

選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、「第一次審査実施要綱」に基づき応募書類を審査し、評価の高い上位 5 者程度を選定する。なお、応募者数が 5 者以下の場合、第一次審査は省略できるものとする。

(3) 第二次審査（書類審査及びヒアリング）

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、「第二次審査実施要綱」に基づき審査を行い、最高点を獲得した応募者（提案点において、満点の 70%以上を獲得した者に限る）を優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、提案点が最も高い応募者を優先契約候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知公表

- ・ 第一次審査の結果については、応募者に E メールで通知する。
- ・ 第二次審査の結果については、第二次審査対象者に E メールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市公式ホームページで公表する。

(5) 契約協議及び契約

- ・ 市は、第二次審査の結果を踏まえ、優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約を行うものとする。

・前項の協議が整わない場合は、第二次審査結果の上位者（提案点において、満点の70%以上を獲得した者に限る）から順に同様の協議を行うものとする。

8 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 応募者の資格要件を満たさないものが書類を提出したとき。
- ② 書類に虚偽の事実の記載があったとき。
- ③ 書類の提出方法、提出期限等を守らないとき。
- ④ その他選定委員会が不適合と認めたとき。

(2) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。

(3) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。